

(参考資料)法定代理受領及びその他の実質的現物給付化について

(1)法定代理受領の条件

区分支給限度のある居宅サービス(訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、福祉用具貸与、短期入所生活介護、短期入所療養介護)については、居宅介護支援を受けて、居宅サービス計画の対象となっていることが、「法定代理受領」の条件となる。

なお、被保険者が保険料を一定期間滞納した場合、市町村が支払い方法の変更の処分を行うことがあり、この処分を受けた場合は「法定代理受領」の取扱いを行わない旨が被保険者証に記載され、被保険者は償還払いによって給付を受けなければならない。

《介護保険法第四十一条》

6 居宅要介護被保険者が指定居宅サービス事業者から指定居宅サービスを受けたとき（当該居宅要介護被保険者が第四十六条第四項の規定により指定居宅介護支援を受けることにつきあらかじめ市町村の届け出ている場合であって、当該指定居宅サービスが当該指定居宅介護支援の対象となっている場合その他の厚生省令で定める場合に限る。）は、市町村は、当該居宅要介護被保険者が当該指定居宅サービス事業者に支払うべき当該指定居宅サービス費に要した費用について、居宅介護サービス費として当該居宅要介護被保険者に対し支給すべき額の限度において、当該居宅要介護被保険者に代わり、当該指定居宅サービス事業者を支払うことができる。

7 前項の規定による支払があったときは、居宅要介護被保険者に対し居宅介護サービス費の支給があったものとみなす。

《介護保険法第四十六条》（居宅介護サービス計画費の支給）

4 居宅要介護被保険者が指定居宅介護支援事業者から指定居宅介護支援を受けたとき（当該居宅要介護被保険者が、厚生省令で定めるところにより、当該指定居宅介護支援を受けることにつきあらかじめ市町村に届け出ている場合に限る。）は、市町村は、当該居宅要介護被保険者が当該指定居宅介護支援事業者を支払うべき当該指定居宅介護支援に要した費用について、居宅介護サービス計画費として当該居宅要介護被保険者に対し支給すべき額の限度において、当該居宅要介護被保険者に代わり、当該指定居宅介護支援事業者を支払うことができる。

5 前項の規定による支払いがあったときは、居宅要介護被保険者に対し居宅介護サービス計画費の支給があったものとみなす。

(2)基準該当サービスにおける現物給付

介護保険法では基準該当事業者が行う介護サービスに関して「法定代理受領」の規定がなく、原則、償還払いの扱いとなるが、継続的に基準該当サービスを利用する場合、被保険者にとって費用の立替や償還払い申請の負担が発生することから、利用者負担の軽減のため市町村毎に手続きを定めて、基準が該当サービスについても「法定代理受領」とほぼ同様に取り扱えることとなっている。

《介護保険法施行規則》厚生省令第36号

第六十四条（居宅介護サービス費の代理受領の要件）

法第四十一条第六項の厚生省令で定める場合は、次のとおりとする。

- 一 指定居宅サービス（居宅療養管理指導、痴呆対応型共同生活介護及び特定施設入所者生活介護を除く。）を受ける場合であって、次のいずれかに該当するとき。
 - イ 当該居宅要介護被保険者が法第四十六条第四項の規定により指定居宅介護支援を受けることにつきあらかじめ市町村に届け出ている場合であって、当該指定居宅サービスが当該指定居宅介護支援に係る居宅サービス計画の対象となっているとき。
 - ロ 当該居宅要介護被保険者が基準該当居宅介護支援（法第四十七条第一項第一号に規定する基準該当居宅介護支援をいう。以下この条において同じ。）を受けることにつきあらかじめ市町村に届け出ている場合であって、当該指定居宅サービスが当該基準該当居宅介護支援に係る居宅サービス計画の対象となっているとき。
 - ハ 当該居宅要介護被保険者が当該指定居宅サービスを含む指定居宅サービスの利用に係る計画をあらかじめ市町村に届け出ているとき。
- 二 居宅療養管理指導、痴呆対応型共同生活介護及び特定施設入所者生活介護（有料老人ホームに係るものを除く。）を受けるとき。
- 三 特定施設入所者生活介護（有料老人ホームに係るものに限る。以下この号において同じ。）を受ける場合にあつては、特定施設入所者生活介護を行う者から市町村（法第四十一条第十項の規定により審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合はにあつては、当該国民健康保険団体連合会とする。）に対し、入所者である居宅要介護被保険者に代わり居宅介護サービス費の支払を受けることについて当該居宅要介護被保険者の同意を得た旨その者の氏名等が記載された書類が提出されているとき。

【表2：居宅介護サービスに関して、法定代理受領が受けられる条件等】

対象サービス	その他の条件	法定代理受領	
訪問介護	居宅介護支援を受けることにつきあらかじめ市町村の届け出ている、当該居宅介護支援の対象となっている。	○	
訪問入浴介護			
訪問看護			
訪問リハビリテーション			
通所介護			
通所リハビリテーション			
福祉用具貸与			
短期入所生活介護			
短期入所療養介護			
居宅療養管理指導			
痴呆対応型共同生活介護			
特定施設入所者生活介護	ケアハウス	○	
	有料老人ホーム	入所者の同意書が市町村または国保連に提出されている	○
		入所者の同意書の提出がない	×